

市議会だより

平成24年第4回 三豊市議会定例会

平成24年第4回三豊市議会定例会は、12月4日から21日までの18日間の日程で開かれました。

今定例会では、決算特別委員会に付託していた平成23年度三豊市一般会計・特別会計など決算議案13件を認定し、平成24年度一般会計・特別会計補正予算5件および三豊市プロポーザル審査委員会設置条例の制定など条例7件、地域主権一括法に伴う条例制定および条例の一部改正など条例12件、字の区域変更について1件、市道の路線認定について3件、市道の路線変更について1件、職員給与に関する条例の一部改正について1件、専決処分議案1件を含め合計31案件、議員提出議案として、三豊市議会基本条例など4件、三豊市議会会議規則の一部を改正する規則1件を承認・可決しました。陳情に伴う意見書案については、1件可決しました。人事案件では、人権擁護委員候補者2人の推薦について同意しました。



初日には、市長から議案の提案理由の説明がありました。

一般質問は、7日・10日・11日の3日間にわたり、16人の議員が行いました。

常任委員会に付託された各議案の審査は、総務教育常任委員会13日、建設経済常任委員会14日、民生常任委員会17日に行いました。

21日の最終日には、各常任委員長から全議案可決の審査報告があり、採決の結果、委員長報告のとおり原案を可決しました。

議員提出議案の三豊市議会基本条例、三豊市議会議務活動費の交付に関する条例、三豊市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例、三豊市議会委員会条例の一部を改正する条例、三豊市議会会議規則の一部を改正する規則は、議会運営委員長の提案のとおり可決しました。

陳情に伴う意見書案については、「アスベスト被害の根絶と被害者の救済を求める意見書」を可決しました。人事案件については、次のとおり同意しました。

人権擁護委員（敬称略）
加賀宇由基（三野町大見）
小野 益一（高瀬町佐股）

平成24年第4回三豊市議会定例会 審議結果

議案第81号 議案第93号	平成23年度歳入歳出決算認定 一般会計・特別会計（地域農産物利用促進センター事業・商品券事業・国民健康保険事業・国民健康保険診療所事業・後期高齢者医療事業・介護保険事業・介護サービス事業・集落排水事業・浄化槽整備推進事業・港湾整備事業） 平成23年度決算認定 水道事業会計・病院事業会計	原案認定（全会一致）
議案第118号	専決処分の承認（平成24年度一般会計補正予算(第3号)）	原案承認（全会一致）
議案第119号	プロポーザル審査委員会設置条例の制定	原案可決（全会一致）
議案第120号	駐輪場条例の制定	原案可決（全会一致）
議案第121号	指定地域密着型サービス等事業の人員、設備及び運営等の基準等に関する条例の制定	原案可決（全会一致）
議案第122号	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定	原案可決（全会一致）
議案第123号	移動等円滑化のために必要な特定道路の構造の基準に関する条例の制定	原案可決（全会一致）
議案第124号	道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定	原案可決（全会一致）
議案第125号	風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定	原案可決（全会一致）
議案第126号	準用河川土地占用料徴収条例の制定	原案可決（全会一致）
議案第127号	準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定	原案可決（全会一致）
議案第128号	布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定	原案可決（全会一致）
議案第129号	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正	原案可決（全会一致）
議案第130号	豊中コミュニティセンター条例の一部改正	原案可決（全会一致）
議案第131号	都市公園条例の一部改正	原案可決（全会一致）
議案第132号	税条例の一部改正	原案可決（全会一致）
議案第133号	放課後児童クラブ条例の一部改正	原案可決（全会一致）
議案第134号	都市下水路条例の一部改正	原案可決（全会一致）
議案第135号	市営住宅設置及び管理条例の一部改正	原案可決（全会一致）
議案第136号	農村地域工業等導入に関する市税の特別措置条例の廃止	原案可決（全会一致）
議案第137号	山本町いこいの家条例の廃止	原案可決（全会一致）
議案第138号	字の区域の変更	原案可決（全会一致）
議案第139～141号	市道の路線認定	原案可決（全会一致）
議案第142号	市道の路線変更	原案可決（全会一致）
議案第143号	平成24年度一般会計補正予算(第4号)	原案可決（全会一致）
議案第144号	平成24年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決（全会一致）
議案第145号	平成24年度介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決（全会一致）
議案第146号	平成24年度介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決（全会一致）
議案第147号	平成24年度集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決（全会一致）
議案第148号	職員の給与に関する条例の一部改正	原案可決（全会一致）
議案第149・150号	人権擁護委員候補者の推薦	原案同意（全会一致）
議員提出議案第4号	証人等の実費弁償に関する条例の一部改正	原案可決（全会一致）
議員提出議案第5号	議会委員会条例の一部改正	原案可決（全会一致）
議員提出議案第6号	議会政務活動費の交付に関する条例	原案可決（全会一致）
議員提出議案第7号	議会会議規則の一部改正	原案可決（全会一致）
議員提出議案第8号	議会基本条例の制定	原案可決（全会一致）
意見書案第1号	アスベスト被害の根絶と被害者の救済を求める意見書	原案可決（全会一致）

※議決年月日 議案第81号～93号 平成23年度歳入歳出決算認定・平成23年度決算認定（平成24年12月4日）
議案第118号（平成24年12月4日）、その他の議案・議員提出議案・意見書案（平成24年12月21日）

26 日	22 日	16 日	17 日	15 日	14 日	13 日	12 日	8 日	7 日	6 日	5 日	2 日	1 日	11 月	31 日	30 日	26 日	25 日	24 日	10 月	議 会 日 誌
民生常任委員会	三観広域行政組合議会	三観広域行政組合議会	三観広域行政組合議会	三観広域行政組合議会	三観広域行政組合議会	三観広域行政組合議会	三観広域行政組合議会	三観広域行政組合議会	三観広域行政組合議会	三観広域行政組合議会	三観広域行政組合議会	三観広域行政組合議会	三観広域行政組合議会	三観広域行政組合議会	三観広域行政組合議会	三観広域行政組合議会	三観広域行政組合議会	三観広域行政組合議会	三観広域行政組合議会	三観広域行政組合議会	三観広域行政組合議会
16 日	15 日	11 日	8 日	1 月	26 日	21 日	20 日	19 日	17 日	14 日	13 日	11 日	10 日	7 日	6 日	4 日	30 日	29 日	28 日	27 日	議 会 日 誌
民生常任委員会	民生常任委員会	民生常任委員会	民生常任委員会	民生常任委員会	民生常任委員会	民生常任委員会	民生常任委員会	民生常任委員会	民生常任委員会	民生常任委員会	民生常任委員会	民生常任委員会	民生常任委員会	民生常任委員会	民生常任委員会	民生常任委員会	民生常任委員会	民生常任委員会	民生常任委員会	民生常任委員会	民生常任委員会

市政に対する一般質問

12月定例会の一般質問は、12月7日・10日・11日の3日間行われ、市政全般にわたる諸問題について16人の議員が質問しました。
* 質問者順に掲載（原稿は質問者本人が書いています）

西山 彰人 議員

市新総合計画について

問 この計画では平成30年の人口目標を6万5千人としているが、学校の統廃合や給食センターの2カ所化などの政策を見ていると人口増を目指しているとは思えない。また、本市議会の基本条例では、市の総合計画は議会の議決が必要となるが、承知しているのか。

答 市新総合計画、後期基本計画を策定するが、人口目標は6万5千人と設定する。子育て支援などの政策は抜きでている。執行部挙げて真摯に取り組む。

法律を守る決意について

問 労働組合への回答で「労働基準法に基づき…」の要求に「努力している」とあり本心に驚いた。労基法を守る気はあるのか。また、罰則規定について問う。

答 法律の遵守については、非常に重要で大切な守るべきものと認識している。労働基準法の時間外勤務規定に違反すると懲役刑がある。

鴨田 偕 議員

市木・市花の制定について

問 新市発足して7年の経過を迎えているが、いまだに市木・市花は制定されていない。早急に制定すべきでないか問う。

「参考例」旧高瀬町 お茶の木・桜、旧山本町 梅・ボタン、旧豊中町 キンモクセイ・芙蓉、旧三野町 桜・サツキ、旧託間町 松・菊、旧仁尾町 松・ツツジ、旧財田町 モッコク・コスモス

答 市木・市花の制定に向けて検討していく。

防災対策について

問 第1回防災無線放送で不具合によりうまく行われなかったようだが、日頃の点検と訓練が必要だと思われるが今後の対策を問う。

答 不具合な部分を点検し、修繕を実施後、通信試験を行い、正常に連動していることの確認を行った。

問 事前復興計画についての取り組みを問う。

答 どうするかを検討させていただきたい。

川崎 秀男 議員

市の地域内分権は

問 国の地域主権改革とは何か。改革の定義と意義、市内の事業の進捗状況、支所の位置付け、職員の関わりについて問う。

答 自治体が独自に判断できる制度や仕組みを構築していくための財源と権限の移譲である。支所の位置付けは、まちづくり推進隊の目的が、支所のしていた機能の一部を市民の皆さまに開放し、地域の一層の活性化を図ることから、支所の職員数は当然削減される。

農業生産基盤の整備の充実

問 農地の基盤整備とため池の整備推進は。

答 市全体の整備率は45.7%。ため池は全体で18.6%。今後地域住民と協議しながら推進していきたい。

ごみの減量化

問 生ごみの減量化は。

答 3年間モデル事業としてダンボールコンポスト方式などで減量化に努めてきたので、新施策で進めたい。

金子 辰男 議員

市地区分館長ならびに主事の報酬について

問 少子高齢化が進む市内の、公民館、分館。公民館活動の原点とは。

答 一定地域内の住民のための実生活に即した教育、学術および文化に関する行事、住民の教養や健康の向上、増進などが求められている。

問 館長の教育、啓発活動、情報交換会議などは行っているのか。

答 市公民館独自の研修会を行っている。県でも公民館合同研修会を行っている。情報交換ならびに質の向上など、計画的に行っている。

問 月額約11,600円、地区分館長の報酬を見直す必要はないのか。

答 館長、主事は頑張ってくれているが、検討する時期が来るかもわからない。

浜口 恭行 議員

総合型地域スポーツクラブについて

問 本市型ではどのように取り組むのか。

答 文化であれスポーツであれ、自分の好きなことを上手下手関係なく、一緒に楽しくできる「好縁」で結ばれるコミュニティの仕組みづくりに取り組み、開放型で、利用者負担型とし、自分が楽しみたいことを自由に選択して楽しむ場と考えている。

移住交流滞在施設について

問 空き家バンクを見に来た方が泊まれる、宿泊体験施設を整備してはどうか。

答 ふるさと体験交流事業の拡充を図るためにも、長期滞在による移住・定住希望者へのアピールは重要な取り組みと考える。実施に当たっては、市が求める内容を実施できる市民団体や民間を活用し、検討したい。

問 定住コーディネーターを配置してはどうか。

答 民間発想で検討したい。

横山 強 議員

防災対策について

問 本市も南海地震に備え、震災復興基金を設置しては。

答 災害が起こる前に準備する考えは重要だとは思いますが、現在の貴重な財源は、危機管理センター・三観広域消防といったハード面での新設や機能強化、ソフト面での強化、危機管理課の設置などを推進し、減災に必要な施策に活用していく。

若者定住促進・地域経済活性化事業について

問 40歳未満の若者定住促進・地域経済活性化事業の補助金要綱は、公平性に欠ける。改正すべきでは。

答 市外業者による住宅建築は、現在事業対象外。市内業者の受注拡大による地域経済の活性化は本事業の柱。市内業者が受注機会をもつことで、若者が求める住宅技術を得て、市外に事業を展開することも重要であると考える。十分な分析と検討を行い、25年度以降の施策展開につなげたい。

小林 照武 議員

詫間池尻地域への抜本的排水対策を！

問 低地にあり、常に浸水に悩まされている池尻地域の排水設備として、下流に大量の土砂が蓄積され全く開けられない状態の水門と、400mm、500mm、600mm3台の大型排水ポンプだけに頼っており、過去の雨台風時には30haもの広い地域の湛水排除がかわらず、消防車の応援要請を願っている状況である。抜本的対応策について問う。

答 数年前には単県土地改良事業として2台の大型排水ポンプの増設と遊水池および排水路1,032mの改修により、大幅な浸水対策が図られ、被害が軽減されたと理解している。24年度予算で、池尻・古浜地区や瀬入川付近の現況を測量調査して、その調査結果をもとに、排水ポンプの検討をも含めた抜本的な排水対策の検討を予定している。

山本 明 議員

本市情報基盤整備について

問 市内のブロードバンド、情報インフラ整備の方向性を問う。

答 この整備は、今やライフラインを支える共有基盤の重要な政策課題と認識しており25年度の重点事業の一つとして取り組んでいきたい。



情報通信基盤整備事業は、民設民営を基本とし、整備後の維持改修費などランニングコストの負担や光設備の更新もすべて民設民営で行っていただくことを希望している。財政支援については、議員各位のご理解、ご協力を頂きながら速やかに事業を進めたいと考えている。事業実施に当たっては、総務省の「光の道構想」と同様、市民の皆さまがすべての地域において超高速ブロードバンドが等しく利用できる環境整備を急いでいきたいと考えている。

多田 治 議員

市が契約した政策アドバイザーと田園都市コーディネーターについて

問 本来コーディネーターは政策部や秘書課が担当すべきでは。その契約内容は。

答 著名でかつ現場で実践されている専門家小川秀興氏、鈴木威氏、藻谷浩介氏、黒須充氏、アレックス・カー氏の5人と、25年度末まで田園都市みとよ政策アドバイザーとして報償費5万円と旅費で契約。アドバイザーとの交渉に当たるコーディネーターとして、月岡泰志氏とは24年度末まで月額20万円（旅費込）で契約した。

問 有名な方のアドバイスを頂けるようになったので、より多くの方が聴講できるようにすべきでは。

答 講演会などの参加の人は選はケース・バイ・ケースで、職員研修、市民講座を開催して、アドバイザーの市民に対する提言も承わっていききたい。

前川 勉 議員

政策アドバイザーについて

問 市長の個別アドバイザーの人選経緯と紹介・狙いと現状を問う。助言は職員にこそ必要ではないのか。

答 狙いは田園都市みとよの成長戦略構築のため、専門的立場から助言を頂く。現状は、職員の意識改革のために講演会研修を開催している。議員の参加も願いたい。



問 数回の講演会研修だけで職員が専門的内容を理解し政策へと移していけるのか。また、そのためには、職員にレポートの提出を求め、議論を重ねる必要があるのではないのか。

答 今後前に進めていく事業が出てくると思うがアドバイザーによる具体的な提案研修をしていく。レポートは提出させている。

問 この個別案件の情報公開は。

答 すべて公開する。

藤田 公正 議員

地域経済と産業の活性化

問 2012年を振り返ると社会保障と税の一体改革として、消費税の導入や環太平洋経済連携協定の参入および日中韓でのFTA交渉に伴せ欧米の金融不安などの課題を抱えての1年。このような中で地域経済の構築に産業振興基本条例の重要性や地域内連携による条例の制定が必要であり、また瀬戸内国際芸術祭に併せた産業の活性化を問う。

答 産業振興は本市の大きな行政課題。産業振興基本条例制定に向け準備を進め、パブリックコメントの段階にある。建設経済部と協議し早期施行に努力し、農業と商工業の連携による産業活性化を図りたい。また、瀬戸内国際芸術祭は大きなビジネスチャンス、市内事業者の自由な発想にかかっている。市はPR活動やボランティア募集、インフラ整備など、積極的に側面からサポートしていきたい。

詫間 政司 議員

地域内分権について

問 まちづくり推進隊の設立に対し、市民から不安の声が聞こえる。それは、地域内分権とは何か、まちづくり推進隊の進むべき方向が見えないからだ。私の考える推進隊の役割は、『地域コミュニティというテーマパーク』をプロデュースすることであり、地域文化をつくることだ。地域内分権の考えを問う。

答 地域内分権とは、高度成長時代の何でも行政に求めるという仕組みではなく、市民の解決できそうな課題は、自らが解決に取り組む。それでもできないものを行政が行うという、古くて新しい仕組みだ。まちづくり推進隊には、市民による公共サービス提供者の中心になってほしいと考えている。



危機管理センターについて

問 24年度予算化している施設建設の現状を問う。

答 用地交渉中で検討中だ。

総務教育常任委員会

主な質疑と答弁

駐輪場条例の制定

問 詫間駐輪場の収支が赤字となったことにより、管理人を置かず使用料を無料にするとのことだが、今後の維持管理費はどれくらいか。

答 電気代などの光熱水費および放置自転車を監視するシルバーへの委託料を予定しているが、その総額が赤字額を超えることはない。



▲詫間駐輪場

24年度一般会計補正予算関係部分

問 定住促進事業の今後見通しは示せるのか。

答 当事業は3年間の期限付きで取り組んでおり、この間の実績を検証した上で、そのあり方を検討したい。

12月13日開催の総務教育常任委員会には、6議案が付託され審査した。

問 地域内分権推進事業にかかる補正の詳細を示せ。

答 本給・労災保険料などの人件費、備品・消耗品などの事務局費、役員の費用弁償がその内容であり、交付申請内容を審査した上で交付することとなる。

問 瀬戸内国際芸術祭の開催について、どの程度の予算規模を想定しているのか。

答 予算規模やその財源については、国や県の制度も検討しながら決定していく。**職員の給与に関する条例の一部改正**

問 管理職給料を引き下げようとするものだが、国家公務員との比較であるラスパイレス指数はどれくらいか。

答 市全体のラスパイレス指数は95.6であるが、年齢層別にみると、中間層が若干低く、60歳に近づくほど高くなっている状況である。

以上、各議案とも慎重な審査により原案どおり可決した。

岩田 秀樹 議員

学校施設耐震化の完了予定

問 学校耐震化の課題は急務である。施設だけでなく非構造部材（天井材・照明器具・窓ガラス・外装材・内装材・施設機器など）の点検を実施しているのは全国で66%。耐震化を速やかに実施すべきではないか。

答 耐震は27年度までに完了する予定。施設耐震化を最優先に取り組み96.3%まで終了。25年度実施の定期点検時に、すべての施設において非構造部材の耐震点検を計画している。

離島振興法改正の取り組み

問 国の離島振興の基本方針のもと、25年4月までに市が住民の意見を反映した振興計画を作成し、県から国へ提出することになっている。この間に住民の意見はどう反映され、今計画はどのようなになっているのか。

答 11月に粟島・志々島の方々の意見聴取をした。現在庁内で取りまとめ年内に県に提出したい。

込山 文吉 議員

マリンウェーブ活性化

問 劇場法15条で学校教育との連携がうたわれている。小・中学校と連携で独自公演に取り組むべきでは。

答 今後どのような取り組みができるか教育委員会とも協議を進めてまいりたい。文化の振興条例の設置についても検討していく。

介護保険制度改善

問 福祉用具購入の受領委任払い制度を導入すべき。

答 今後、利用者の意向調査の上、受領委任払い方式で運用できるよう検討する。

高齢者の居場所づくり

問 幅広い公共施設利用が必要。学校の空き教室活用、幼稚園・保育所との連携、放課後クラブとの連携など、幅広い活動が必要では。

答 実施場所の確保とともにマンパワーが不足。地元ボランティアグループの参加が必要不可欠。遊休施設を活用して幼児から高齢者までが集える多世代交流の居場所づくりを進めていく。

水本 真奈美 議員

子ども・子育て関連3法の具体化について

問 24年8月に公布となり、子育て支援環境の充実に図られることとなった。幼稚園、保育所、認定子ども園放課後児童クラブなど、市の子育て支援充実の考えは。

答 子ども・子育て支援事業計画策定に当たり総合的に検討し、地域のニーズに応えられる体制をとっていく。**民生委員について**

問 個人情報保護法が壁となり支障となる場合は。

答 市個人情報保護条例に基づき対応しているが、個人情報管理は法令に従い適切に対処する必要があると考える。

問 少子高齢化で責任も重大である。受け持ち世帯数の差異と選出方法と負担軽減の改善の方向性は。

答 現在164人の民生委員が45世帯から353世帯、平均約150世帯を受け持たれている。推薦準備会が推薦方法の見直しや検討をしていきたい。

三木 秀樹 議員

支所における戸籍業務の存続とその人材育成を問う

問 支所の職員削減を市長は公言しているが、戸籍業務は削減対象に入るのか。戸籍業務は複雑多岐で常に正確性が求められる。専門的知識と戸籍を読み解く力を習得するには最低5年、一人前になるには10年かかる職種だ。現在、5年以上の経験者は9人。そのうち7人は、今後5年以内に退職。その育成策は。

答 支所に戸籍業務を残すかどうかは検討段階であるが、戸籍部門は住民の皆さんにとって日常活動の原点であると思っている。その点を踏まえて考える。

人材育成は、経験ある職員の指導のもと、実務経験を積むことが有効な手段だが、兼務での日々の対応に追われ、育成が進んでいない。長期的視点に立って育成の方法などを検討する。他「総選挙の現状」「市長の私的諮問機関」などを質問

●詳しくは [三豊市議会HP](#) → [会議録検索システム](#) 平成24年第4回定例会会議録は3月上旬に掲載予定

建設経済常任委員会

主な質疑と答弁

布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例制定

問 市は資格者証を発行するのか。資格は何種類必要か。

答 水道工事の監督資格が必要である。市が証明書を発行することについては、調査検討したい。

市営住宅設置及び管理条例の一部改正

問 実際の住宅建築と合致した条例か。

答 地域主権一括法により新たに条例制定が必要となった。内容は、従来の国の法律を準用している。実際の建築については、住宅のストック計画で検討する。

24年度一般会計補正予算関係部分

問 青年就農給付金予算減額は、事業を普及啓発する組織が機能していないのか。

答 24年度示された具体的な制度要件が比較的厳しく、予定より少ない認定となった。普及センター、JA等



▲青年就農給付金事業についての座談会の様子

問 道路パトロールでの舗装優先順位は。

答 職員が現場を巡回する場合や通報による場合、自治会長の要望による場合など、緊急度の高いものを優先する。1カ所50万円限度である。多額の経費が必要な場合は、25年度予算で実施する。

以上、各議案とも慎重な審査により原案どおり可決した。

三豊市 議会基本条例を 制定しました

市民参加を基本とした
三豊市の持続的で豊かな
まちづくりの実現に



▲市民と語る会には延べ253人が参加

平成24年第4回定例会で「三豊市議会基本条例」が全会一致で可決されました。三豊市議会では、地方分権一括法の施行を受け、市民の皆さんにもっとわかりやすく、市民が参画できる議会に、そして、合議機関として市民と一緒に考えながら、しっかりと議論ができる議会に改革していくことを決意し、平成22年6月に議会・行財政改革調査特別委員会を設置しました。約2年6カ月をかけて、議会基本条例制定に取り組んできました。

町議会に始まり、全国ですでに250を超える市町村議会で制定されており、香川県内では、三豊市の制定が5市目となります。三豊市議会は合併以来、インターネット議会中継や一問一答方式の質問形式を取り入れるなど、一定の改革は実現してきましたが、なおいっそう市民に開かれた議会を目指して、今回の条例制定が実現しました。40回以上に及ぶ特別委員会の審査、条例制定を理解していただくために、市内7カ所で開催した「市民と語る会」、市民の意見を聴くためのパブリックコメントな

どさまざまな取り組みを実施してきました。三豊市議会は、今回の条例制定が議会改革のゴールではなく、あくまでも議会改革の第一段階であると認識しています。この条例を活用して議会活動のいっその活性化を図り、市民により開かれた議会を実現していくことが、議会制民主主義のあるべき姿だと考えます。

主な質疑と答弁
24年度 一般会計補正予算関係部分
問 生活保護扶助費の過年度精算返納金の額が大きい、要因は何か。
答 予算で国に補助金申請をし、先行してそれがくるため、実績報告と比較して、超過分が返納となった。
問 直営のごみ収集車の修理費は予算化しているが、委託先のそれは委託料に入っているのか。
答 委託料には、タイヤなどの消耗品関係や車検料は計上しているが、大きな故障などの修繕費は、車両の減価償却費として計上している。他、保育所の漏水による光熱水費や滞納整理に係る県外旅費について質疑・答弁が行われた。



問 固定資産税の全期前納報奨金制度を廃止するこの条例の施行を、なぜ26年度からとしたのか。
答 市民への周知期間とし

民生常任委員会

12月17日開催の民生常任委員会では、付託された10議案を審査し、1意見書案を協議した。

て1年間置いた。25年4月に出す納税通知書に廃止する旨の通知を同封する他、広報で周知徹底する。
放課後児童クラブ条例の一部改正

問 全市統一保育料とした時点から、長期休暇は保育時間が長いのは分かっていたのでは。
答 保育料は、人件費を除いた経費の2分の1ずつを市と保護者で負担する考えで、当初と変更はない。今回もこれに基づき、長期休暇について計算した結果だ。

他、小学校の統廃合などに伴う実施場所や児童の事故への対応、安全確保などについて質疑・答弁が行われた。

アスベスト被害の根絶と被害者の救済を求める意見書(案)
国に対して、アスベスト被害の根絶と被害者の救済を求める意見書(案)を本会議に提出することとした。以上、各議案とも慎重な審査により、原案どおり可決した。

議会基本条例の主な内容

条例の特徴は、次の5本の柱。全10章22条から成っています。

1. 市民に開かれた議会にする
2. 市民参加を進める
3. 行政へのチェックを強化する
4. より審議を深める
5. 政策提案型議会にする



第1章 前文・目的

三豊市議会のあるべき姿を表明しています。市民に開かれ、市民と共に歩む姿勢を明らかにし、議会の権能と責務をはっきり規定しています。

第2章 議会及び議員の活動原則

目的の遂行のため、正副議長の選出にあたり、立候補の所信表明の機会を与えます。また、議員相互の自由な討議を通じて、議員の資質向上に努めます。

第3章 市民と議会との関係

議会は公開が原則であり、請願、陳情は提案者の意見を聴くことができます。また、市民団体などの意見交換の機会をもうけ、政策提案に結びつけていきます。多様な市民の意見を聴く場として、議会報告会を年1回以上開催します。

第4章 議会と市長との関係

本会議の質問は争点を明らかにするため、一問一答方式とします。また、審議を深めるため、市長等から議員に対し、反問することができます。市長等からの政策提案には、その決定過程の説明や予算・決算における説明資料の作成を求めます。重要な長期計画の策定と変更は新たに議決事項に追加しました。

第5章 自由討議の拡大

議員相互で自由に討議をして、多様な意見を出し合ったうえで、合意形成に努めます。

第9章 最高規範性及び見直し手続

議会基本条例は議会運営の最高規範です。この条例の目的達成のために、常に条例の検証と必要に応じた見直し措置、その結果の公表を定めています。

議会基本条例制定までの検討経過

平成22年

- 6月30日 議会・行財政改革調査特別委員会を設置
【所管事項】 ①議会改革
②議会基本条例制定
③行財政改革
④公共施設の有効利用

*特別委員会を19回開催
(H22.6～H24.6)

- 11月16日～17日 伊賀市議会、天理市議会へ行政視察

平成23年

- 2月4日 本橋謙治氏を講師に迎え、「議会基本条例・議会改革について」研修会を実施

- 5月10日 議会改革分科会を設置
*議会改革分科会を9回開催
(H23.5～H24.1)

- 11月16日～17日 亀岡市議会、敦賀市議会へ行政視察

平成24年

- 6月28日 議会・行財政改革調査特別委員会が終了
新たに議会改革特別委員会を設置
【所管事項】 ①議会基本条例制定
②議会改革調査研究

*特別委員会を15回開催
(H24.6～H24.12)

- 7月26日 議会改革作業部会を設置
*作業部会を4回開催
(H24.7～H24.8)

- 9月11日 全員協議会で議会基本条例(案)の承認

- 10月5日 廣瀬克哉氏を講師に迎え、「議会改革について」研修会を実施

- 10月9日～31日 パブリックコメント実施

- 10月15日～23日 旧7町で「市民と語る会」開催
同会場、パブリックコメント、アンケート調査実施

- 12月21日 12月定例会で「三豊市議会基本条例」を全会一致で可決